| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （財務局及び福岡財務支局の理財部統括金融証券検査官の職務の特例）<br>14　削除 | （財務局及び福岡財務支局の理財部統括金融証券検査官の職務の特例）<br>14　統括金融証券検査官は、第二百二十七条に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる検査の実施に関する事務（証券取引等監視官、特別金融証券検査官及び為替実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。<br>一　信託業法附則第五条の規定により旧特定債権法第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の検査<br>二　信託業法附則第六条の規定により旧特定債権法第二条第七項に規定する小口債権販売業を営む者の検査 |
| 15　統括金融証券検査官は、第二百二十七条に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査の実施に関する事務（特別金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 | 15　統括金融証券検査官は、第二百二十七条及び前項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査の実施に関する事務（特別金融証券検査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。 |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、平成三十年七月十七日から施行する。

## ○経済産業省令第四十八号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

**第一条**　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （検査主任者の資格）<br>**第三十四条**　法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、高圧ガスの充塡の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者<br>二～四　［略］<br>（検査員の条件及び数）<br>**第四十五条**　法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。<br>一　甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。<br>二・三　［略］<br>2　［略］ | （検査主任者の資格）<br>**第三十四条**　法第五十二条第一項の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充塡の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に一年以上従事した者<br>二～四　［略］<br>（検査員の条件及び数）<br>**第四十五条**　法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。<br>一　甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。<br>二・三　［略］<br>2　［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

**第二条**　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。